

第19節 連結散水設備

1 配管等

配管等は、省令第30条の3第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 機器

配管等の機器は、第2節屋内消火栓設備3.(1)を準用すること。

(2) 設置方法等

配管等の吊りおよび支持、屋外等の露出配管、建物導入部の配管、埋設配管にあつては、第2節屋内消火栓設備3.(2).ウからカまでを準用すること。

(3) 口径等

ア 配管は専用とすること。

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドおよび開放型散水ヘッドを用いる配管の口径は、一の送水区域の散水ヘッドの取付個数に応じ、第19-1表に掲げる配管の呼び径以上のものとする。また、枝管に取付けられるヘッドの数は、1の枝管につき片側5個以下とすること。

第19-1表

ヘッドの取付個数	1個以下	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下
管の呼び径(A)	32以上	40以上	50以上	65以上	80以上

(4) 排水弁

省令第30条の3第3号トに規定する排水弁は、配管の最低部となる部分で、容易に点検できる場所に設け、かつ、排水弁である旨の表示をした標識を直近の見やすい箇所に設けること。

2 損失水頭

損失水頭は、送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭にヘッドの吐出水頭を加算して100m以下となるようにすること。この場合におけるヘッドの放水圧力および放水量は、閉鎖型スプリンクラーヘッドにあつては、0.1MPa、かつ、80ℓ/min以上、開放型散水ヘッドにあつては、0.5MPa、かつ、180ℓ/min以上とすること。

3 配管の摩擦損失計算等

配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）」によること。

4 送水口

送水口は、政令第28条の2第2項第2号および省令第30条の3第4号の規定によるほか、次によること。

(1) 送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成13年消防庁告示第37号）」によるほか、次によること。

ア 原則として、認定品を使用すること。

イ 結合金具は、差込式のものとし、その構造は、結合金具の規格省令に規定する呼称65の受け口に適合するものであること。

(2) 送水口は、地階に至る出入口付近で、前面道路等から容易に識別できる位置に設けること。

(3) 送水口は、送水区域ごとに設けること。ただし、任意の送水区域を選択できる選

- 弁または一斉開放弁を設ける場合は、この限りでない。
- (4) 標識の大きさは、原則として短辺10cm以上、長辺30cm以上とし、色は地を赤、文字を白とすること。
- (5) 送水区域、選択弁および送水口を明示した系統図ならびに平面図を送水口の直近の見やすい箇所に表示すること。
- 5 設計送水圧力
設計送水圧力は、1.6MPa以下とすること。
- 6 散水ヘッド
- (1) 開放型散水ヘッドは、「開放型散水ヘッドの基準（昭和48年消防庁告示第7号）」によるほか、原則として認定品を使用すること。
- (2) 開放型ヘッドの配置形は、原則として、格子配置（正方形または矩形）とすること。
- 7 散水ヘッドを設けないことができる部分
散水ヘッドを設けないことができる部分は、省令第30条の2の規定によるほか、次によること。
- (1) 省令第30条の2第2号に規定する「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯室、脱衣室、シャワー室が含まれる。
- (2) 省令第30条の2第3号に規定する「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室および冷凍機室が含まれる。
- (3) 省令第30条の2第3号に規定する「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電話変換機室、電子計算機資料室、放送室および中央管理室が含まれる。
- (4) 省令第30条の2第4号に規定する「その他これらに類する電気設備が設置されている場所」には、蓄電池、充電設備、配電盤、開閉器、発電機、変圧器が含まれる。
- (5) 省令第30条の2第5号に規定する「その他これらに類する部分」には、給排気ダクト、メールシュート、ダストシュートおよびダムウェーターの昇降路が含まれる。
- 8 総合操作盤
総合操作盤は、省令第30条の3第5号の規定により設けること。
- 9 特例適用の基準
主要構造部を耐火構造とした防火対象物で外周（外壁）の2面以上および周長の2分の1以上が、ドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次のすべてに該当する地階は、政令第32条の規定を適用し、連結散水設備を設置しないことができる。
- (1) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部またはその幅、高さがそれぞれ75cm以上および1.2m以上の開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部は、省令第5条の3第2項各号（第2号を除く。）に該当すること。
- (2) 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上であること。ただし、消防活動上支障のないものにあつては、この限りでない。
- (3) ドライエリア等には、地上から降りるための階段、傾斜路等（以下「傾斜路等」

- という。)の施設が、消防活動上有効に設けられていること。
- (4) 前ウの傾斜路等は、ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは、2以上設けること。